

# 児童手当の制度が一部変更になります

## 1 現況届の提出が原則不要になります



### 現況届について

令和4年度から、毎年6月1日現在の受給者の状況を住民基本台帳等で確認します。

児童の養育状況が変わっていなければ、現況届の提出は原則不要です。

ただし、次の1～5の方は現況届の提出が必要です。例年どおり現況届を送付しますので、ご提出をお願いします。次の1～5に該当する方で、現況届が届いていない場合はお問い合わせください。

### 現況届の提出が必要な方

1. 離婚協議中で配偶者と別居、と申請した方（離婚協議中、離婚成立、あるいは離婚協議の取りやめを市で把握できていない方も対象です。）
2. 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が実際の居住地と異なる方
3. 支給要件児童の住民票がない方
4. 施設等の受給者の方
5. その他、状況を確認する必要があり坂東市から提出の案内があった方

### 次の変更事項があった方は速やかに届け出てください

- 坂東市外に住民票がある配偶者や児童の住所が変わったとき（国外転出入を含む）
- 婚姻や子の実親との事実婚により、一緒に児童を養育する配偶者等を有するに至ったとき（受給者が婚姻をし、その相手が受給者の子と養子縁組を行わない場合も、申立書が必要です。）
- 離婚し、一緒に児童を養育していた配偶者がなくなったとき
- 児童を養育しなくなったこと等により対象となる児童がいなくなったとき
- 厚生年金→国民年金等、受給者の加入する年金が変わったとき（転職等を行っても、年金の種類が変わらなければ届出は不要です。）
- 受給者や配偶者が公務員になったとき

※必要な届出が遅れたために、過払いが発生した場合は、過払い分を返還していただきます。速やかに手続きをお願いします。